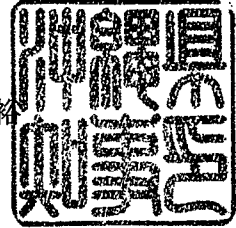


環 政 第 45 号  
令和5年4月14日

都市計画決定権者  
浦添市長 松本 哲治 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する  
知事意見について

令和5年2月28日付けで送付されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響  
評価条例第42条第3項により読み替えて適用される同条例第22条第1項の規定により、  
別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

## 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、昭和 57 年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化に伴い、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（破碎設備等・ストックヤード）を整備することを目的としている。

本事業実施区域（以下「本区域」という。）は、那覇港の新港ふ頭地区に位置し、昭和 55 年 8 月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センター I）」用地として都市計画決定がなされ、当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保されており、準工業地域に指定されているが、本区域周辺には中央卸売市場や、新たな国際クルーズ船の寄港拠点となる第 2 クルーズパースが存在することから、本事業の実施に伴う周辺環境への影響について考慮した事業計画とする必要がある。

また、温室効果ガス排出量については、第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、中期目標として 2030 年度において 2013 年度比 26%削減、長期目標として 2050 年度に向けて実質ゼロが掲げられており、事業者の役割として地球温暖化対策の取組が求められていることから、本事業においても、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を積極的に取り入れた事業計画となるよう検討する必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について勘案した上で、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項に検討を加えて補正し、本区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じること。

また、沖縄県では、新・沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組として SDGs を推進しており、環境影響評価制度は SDGs が目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価については、SDGs の理念に基づき、適切に実施すること。

## 記

### 1 総論

#### (1) 事業計画等について

事業計画の記載に当たっては、可能な限り具体的な内容を示したとしているが、焼却施設及びその他施設の具体的な内容が十分に示されていないものがある。

については、より具体的な内容及びその内容を踏まえた環境影響評価を行い、その結果を補正後の評価書（以下「補正評価書」という。）に記載するよう努めること。具体的な内容を示すことができないもののうち環境影響が生じると考えられるものについては、当該事項に係る環境影響が生じた際の環境保全措置及び対応方針を記載すること。

また、補正評価書の公告後に決定される焼却施設及びその他施設の具体的な内容については事後調査報告書に記載すること。

(2) 焼却施設の配置について

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する知事意見において、「評価書において焼却施設の配置（北側、南側）による景観、大気環境及び津波に対する影響を比較検討した上で、南側に配置するとした具体的な根拠を記載する」よう求めていたが、都市計画決定権者の見解及び評価書の内容では、景観、大気環境及び津波に係る具体的な根拠は示されていない。

については、焼却施設の配置が北側、南側で景観、大気環境及び津波に対し、どの程度影響するのか、南側に配置した検討内容・根拠等について補正評価書に具体的に記載すること。

(3) 同時稼働する期間の短縮に向けた取組について

都市計画決定権者の見解において、同時稼働する期間の短縮化に努めるとしているが、短縮に向けた具体的な取組が示されていないことから、類似の事例等を参考に検討を行い、その結果を補正評価書に記載すること。

(4) 環境保全措置の検討について

緑化計画など実施設計段階において詳細な検討を行う環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針第4の8（環境保全措置の検討）の内容が満たされているか確認することができないことから、類似の事例等を参考に検討を行い、検討内容の妥当性を補正評価書に記載すること。

## 2 各論

(1) 騒音について

臨港道路沿道に設定された道路交通騒音の予測地点7及び8について、都市計画決定権者は「幹線交通を担う地域」に相当するとし、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を評価指標としているが、臨港道路は、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の特例で定める「幹線交通を担う道路」に該当しない。

については、地点7及び8について、評価指標を見直した上で、改めて予測、評価を行い、その結果を補正評価書に記載すること。

また、予測、評価の結果、事業の影響が懸念される場合は、環境保全措置を検討し、その内容についても補正評価書に記載すること。

(2) 陸域動植物について

都市計画決定権者の見解において、「客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載しました」としているが、評価書に記載されていない。

については、調査時期、調査を行う時間、天候等の条件についても検討し、その結果を補正評価書に具体的に記載すること。

(3) 廃棄物等について

都市計画決定権者は、評価書において、焼却施設の供用に伴い焼却灰 4,600t/年、飛灰 1,380t/年が発生し、焼却灰については県内民間セメント工場で、飛灰については県外再資源化業者で再資源化を行う計画であるとしている。

しかしながら、準備書においては、焼却施設の供用に伴い焼却灰 7,300t/年、飛灰 2,190t/年が発生すると予測しており、評価書における予測結果と異なっているが、予測結果が変化した理由が示されていないことから、予測結果が適切であるか確認することができない。

については、焼却施設の供用に伴い発生する焼却灰及び飛灰の量の予測結果が準備書から変化した理由を補正評価書に具体的に記載すること。